

令和 8 年 1 月 ● 日

京丹後市立図書館長 様

京丹後市図書館協議会  
会 長 松 岡 豊 美

「都市拠点公共施設整備に関する議会審議の結果及び市民広聴会の  
意見等を踏まえ、より良い図書館等の在り方について」(答申)(案)

令和 7 年 1 1 月 2 0 日付け 7 生涯第 1 4 8 9 号により諮問のありました上記のこと  
について、本市図書館の現状を踏まえ、将来的なより良い図書館等の在り方について  
本協議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

( 別紙 )

## 1 はじめに

本協議会では、平成28年5月26日に「今後の京丹後市立図書館のあり方について」図書館長から諮問を受け、平成30年2月15日に「まちづくり・ひとづくりに貢献できる図書館として、施設面・運営面ともに十分な機能を兼ね備えた施設を整備する。商業地域周辺に複合施設として整備が望まれる。」旨の答申を行いました。

市は令和4年度以降、京丹後市都市拠点構想及び京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画を策定。市議会令和7年6月定例会に都市拠点公共施設整備に係る関連議案を提案しました。市教育委員会としても本協議会の答申に基づき、「(仮称)京丹後市立中央図書館の整備方針(整備イメージ)」を提示しましたが、継続審議の結果、9月定例会で否決となりました。

この結果を受け、市主催による市民広聴会が開催され、議会審議と同様にその必要性への賛同や中央図書館の実現を望む声がある一方で、市の財政状況に対する懸念、図書室を統合することへの不満や不安、施設の運営手法などについて様々な意見が寄せられたと報告を受けました。

本協議会として、この間の議会審議の結果や市民広聴会での意見等を踏まえ、「より良い図書館等の在り方」について、都市拠点公共施設整備事業の見直し検討の観点となっている立地や規模、機能、既存施設の活用、運営方針等を論点として、先進地の事例も参考にしながらその目指す姿や実現方策等を改めて審議し、次のとおり答申します。

## 2 図書館の目指す姿について

市立図書館の設置目的は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理保存して、住民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することと規定されているところです。

それに加え、さらに向上すべき図書館の役割として、

- ① 生涯学習及び自己実現の支援のための「学びの拠点」
- ② 誰もが日常の中で気軽に立ち寄り、リラックスして過ごせる憩いの空間
- ③ 多世代交流及び賑わいの促進、コミュニティの活性化
- ④ 京丹後市の魅力の発信、郷土愛の育成
- ⑤ 市民が主体的に地域課題の解決や新たな価値創造に取り組むチャレンジの支援

といったことがあげられ、これからの図書館は図書館を介して人と人をつなぎ、

居場所となるなど、市民とのつながりを大切にした運営を行い、文化的側面からまちづくりを進めていくことが今まで以上に求められていると考えています。

### 3 図書館の目指す姿の実現方策について

市民とつながる図書館を目指す上でまず重視すべきことは、幼児を含む子どもから高齢者まで多様な世代が集まれる機能的な仕組みや、「場」としての空間やシステムを設計するアプローチが必要であり、単なる「本の保管場所」ではなく、従来の図書館の概念を超越し、市民の安らぎ、癒し、憩いの場、みんなの居場所となる施設であるとともに、多くの人立ち寄り、集い、交流や賑わいを生む施設となるよう利用者の行動や体験を意図的にデザインする視点が重要になると考えます。

#### <中央図書館の整備について>

目指す図書館の実現のためにも、子どもから高齢者まで、これまで図書館を利用していなかった人も含めてみんなが集まれる、そして、買い物のついでにちょっと寄っていこうと思えるような場所であることが望まれます。

さらに、それが子育て支援機能との複合施設であれば、幼少期の子どもたちが図書に触れる機会や環境を早くから提供することができるなど、連携や相乗効果により教育的意義がより一層増すものと考えことから、図書館が子育てに果たす役割を最大限発揮できる施設づくりが望まれます。

なお、本市は市域が広範囲にわたり、市民の主な交通手段が自家用車であることから、遠距離の市民や車を持たない高齢者・小中高生等も利用しやすい交通手段を並行して講じる必要があると考えます。

### 4 運営手法について

図書館への指定管理者制度導入は、一般的に、メリットとして民間ノウハウ活用によるサービス向上と柔軟な運営、効率的な施設運営によるコスト削減、民間事業者の専門性等をもとにした新しいサービスの導入などが期待される一方、デメリットとして経費削減がサービスの質低下につながる懸念、図書館運営に係る行政ノウハウや専門性（司書）維持への懸念、市内図書館・室との一体的運営への懸念などがあげられます。

指定管理者制度は、民間活力を導入してサービス向上と効率化を目指す制度ですが、図書館という公共サービス、特に専門性や継続性、利用者との信頼関係が重要な分野ではメリットを享受する反面、上述のデメリットをいかに克服できるかが導入

の鍵になると考えます。

しかしながら、現状の図書館運営のままでは、目指す図書館の実現は職員体制的にも、また施設状況的にも難しいとともに、指定管理者制度導入によって期待される上述のメリットも、今のままでは享受しづらいつらいつらと言わざるをえません。このため、

- ① 指定管理者制度を導入する場合には、デメリットを解消していくことが大切・不可欠であり、当該制度導入に併せた、デメリット解消のための新たな制度的な条件（市立図書館としての公益性や行政ノウハウ等の確保を運営上担保・前提とした制度的な工夫を条件的に加える、など）を整備・付加すること
- ② 直営を維持する場合には、指定管理者制度によって期待される運営メリット等を同様に実現するため、例えば外部の専門家等を本格的に登用等するなど制度運営上の刷新を本格的に加え、運営・サービスの向上・効率化を図ること

など、指定管理者制度の導入、直営の維持のいずれの場合であっても、市立図書館としての公益性の維持と、より多くの市民等に満足して利用いただける効果的で効率的な運営環境の整備の双方の要請を最大化できる制度的な工夫を、今後、選択的、総合的に比較考量・検討した上で、運営手法のあり方については決定されるべきと考えます。

加えて、将来を見据えたより良い図書館を実現するために、複合施設内の他の機能との連携やにぎわいの創出など、相乗効果を最大化するより有効で実現可能性の高い手法を採用することが望まれます。

## 5 おわりに

平成30年2月の答申内容のそれぞれについては、現時点も同様に考えているところであります。

峰山図書館、大宮図書室、弥栄図書室を統合し2館2室の体制となった場合において、大切なことは、図書館の目指す姿が2館2室全体に及ぶことであり、図書館（複合施設）整備によるまちづくり効果が市全域に波及することにあると考えています。

以上、図書館（複合施設）がまちづくりに果たす役割は非常に大きなものがあり、財政的な懸念に対し本協議会で考察することはできませんが、早期に整備することが人口減少対策としても有効になるものと考えています。